

Title	上総介忠輝
Sub Title	
Author	阿部, 秀助
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.2, No.5 (1909. 12) ,p.456(30)- 471(45)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19091200-0030

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

上總介忠輝

阿部 秀助

三

「さんぎ時雨」の主人伊達政宗(一)は河邊左大臣魚名の玄孫中納言山蔭の末葉にして藤原氏の支流なり、傳ふる處によれば、彼が八世の祖大膳大夫政宗の如きは弓矢の道は云ふに及ばず、日頃敷島の道に心を寄せ、よめる歌には秀逸多く、其名遠く將軍家に達せり、(二)其子兵部少輔氏宗、其子大膳大夫持宗、其子兵部少輔成宗、其子大膳大夫尙宗、其子左京大夫植宗、其子左京大夫晴宗を経て、其子左京大夫輝宗となる、(三)而して輝宗は實に政宗の父にして當時に於て伊達氏は既に中央政界と氣脈を通せり、(四)政宗は永祿十年出羽米澤に生る、(五)幼名は梵天丸、天正五年十一歳にて元服するや、父は先祖大膳大夫政宗文武の名譽天下に隠れなかりき、されば汝も又あやかり參らせよ」とて政宗と名のらせしとぞ、(六)天正十二年十月十八歳にて家督を相續し、(七)其翌年父輝宗二本松城主右京亮義繼の爲め討たれしかば、政宗直ちに之れ

が仇を復し、(八)更に進んで天正十七年蘆名家を滅して會津仙道七郡を飲併せ、自から黒川城即ち今の若松に治す、(九)是時に當り秀吉既に關白となり、政宗の舉動を惡むこと甚しく、相摸の北條氏を打從へて後ち更に奥羽に入らんことを計畫するに至りしかば、政宗の爲めを計りて之れが上洛を促すものに淺野長政あり、前田利家あり、施樂院全宗あり、徳山秀規あり、(十)又た至急小田原征伐に参加す可きことを勸むるものに利久宗是あり、秀次あり、上郡山仲爲あり、木村吉清あり、淺野長政も亦た後には小田原進發のことゝを戒告するに至れり、(十一)然かも北條氏と通せる政宗は、(十二)直ちに此要求に應ずること能はずして、漸く天正十八年四月を以て其態度を決するに至れり、(十三)かくて直ちに本國を出で、下野を経て小田原に赴かんとせしも、道塞がつて通過し難く、已むなく大内より米澤に引返し更に同年五月十五日片倉景綱以下百騎許を從へて同地を出で、越後に入り、六月五日小原田着、秀吉其來るの遲きを責めて、之れを箱根山中の底關今の底倉に幽閉す、政宗當時二十四歳、眼片方なる髪短く押し切て打かぶれる異體の容貌には、流石豪氣の秀吉も、さるしれ者と思ひしにや、別に對面せず、只だ使者を以て尋問せる中に

秀吉悉くも、監梅の臣に列り、博陸の職に任せしよりこのかた、普天の下率土の濱、凡そ王命を重んずるほどのもの、我が門に祇候する輩、千里を遠しとせず、さるに政宗累代の家をうけ継ぎ、數郡の地を押領し、遂に一度の使者をだにまゐらせず、毎に隣國の大名等と地を争ひ兵を構へ、中にも故三浦介盛隆、芦名さしも當家に志深かりしに、彼の家を滅して、會津仙道十一郡の地を合せ奪ふの條甚以て奇怪なり、きつと一々陳じ申べし

政宗此推問に對して一々其理を盡せしかば秀吉重ねて

北條氏が滅びんこと近きにあり、秀吉又王命に叛く東夷等を悉く征伐せんと欲す、政宗陳じ申す段詐る事なからんには此程合せ奪ふたる會津仙道の地、悉く奉りて軍門に祇候すべし、若し此事叶ふ可らずんば、己が國を守り、戦に備ふべき計略を廻らすべし、何れの道ならんにも速かに馳せ歸りて御下向を待ち奉るべきなり

かくて見參叶はざりしかば(十四)政宗急ぎ會津に歸り、同年七月十三日黒川より米澤に移り、更に關白を下野宇都宮に出迎ふ、秀吉大に悦び、彼を先き立て、奥州に入り、

木村伊勢守貞時をして政宗が手より黒川城を受取らしめ、會津仙道並に越後小河の庄凡そ十二郡の地を蒲生氏郷に與へて、奥羽の守護となし、又た木村伊勢守父子に葛西大崎の地を與へて、之れが副となし、政宗も亦た氏郷に向て別心なきを誓しに不拘、氏郷容易に之れを信せずして、屢々秀吉に密告せしとあり、其他人質として在京せる政宗の妻は僞者なり、或は彼に敵心ありとの風説行はるゝに至りしかば(十五)天正十九年正月家康及長政上洛を促すこと甚しく(十六)爲めに彼は讒者の實否を糺さんとて都に上り、罪なき由を陳す、而して當時の情況は同年二月廿九日鈴木新兵衛より石母田房に與へたる書中に左の記事あるを以て、其一般を知るを得可し。

今度之御上洛さり共大事の境にて候處に、不移時、日御登の儀無比類の由、日本の諸侍京中、僧俗町人以下迄も、感申儀不及是非候、於武功天下に無雙由、褒美申候事不尋常候、聞召千里の外にも心ちよく、御大慶たるべく候事奉察候。

一、御屋敷被造、剩淺野左京太夫(幸長)様に被仰付、若狭の衆三千人計にて、唯今御普請專候、屋形様御屋敷の次、山形殿(最上義光)御座敷にて候、是は纔に二三百人の

分にて普請にて候、物の哀成體に候。

一、諸侍京中より進物捧物、日夜不知其數候、于今無止事候、如此の御出頭、以前安藝毛利殿(輝元)上洛以來、無之由風聞候、少々それにも過候べく候、由其禮にて候。

其後征韓の役起るや、政宗千餘人を引具して名護屋に陣し、更に文祿二年四月十二日朝鮮に渡り(十七)、七月晋州の城を攻落して、九月十二日釜山發、同月十八日名護屋着(十八)、暫らく歸國して國務を沙汰せしが、文祿四年七月關白秀次謀反の由を以て、高野山にて自殺を命せられ、政宗も亦た與黨たりとの風説を生せしかば、彼大に驚きて急ぎ大阪に入り、施藥院全宗の家より罪なき由を陳す、斯くて秀吉の疑は晴れしと雖、關白はまもなく薨せしかば、政局の状態茲に一變して、彼は益々家康に近くに至れり、即ち慶長五年九月二十五日、今井宗薫より政宗留守中に宛てしものは、當時の消息を傳ふるものなりとす。

内府様於政宗様一段御懇の段、毎日少將政宗様の御事出不申事は候はず候、日本國神めでたく候。

斯くの如く兩雄の接近は延んで本問題の主人公たる忠輝をして之れが犠牲者たらしむるに至れり。

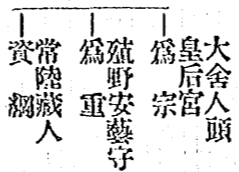
之れを要するに、政宗對徳川氏の間、に於ける鞏固なる政治的同盟は其基礎を史上屢々見るが如き結婚同盟に置かれたり、而して此結婚同盟は政宗をして他の諸侯よりも幕府に對して最も利害關係を大ならしめ、加ふるに幕府内に於て當時最も權勢を有する大久保長安の之れに参加するあり、斯くて忠輝問題は、益々徳川初期に於ける繼承問題として史的興味を惹起すに至れり、吾人は更に進んで大久保長安に就きて一言せざる可からず。(未完)

(一) 伊達イダテはイダテを正稱とすることは藩翰譜に「政宗卿の中書に正しく平假字いたてとか、れし者なり、さればイの省かれしは近き世よりなん第二世宗村の長男修理亮時綱は但馬國に徙り住みしより、山陰諸國にも今も子孫多くありて、何れもイダテと正しく唱へ居れり、さて伊達を家號とするは御館泰衡滅亡の後、朝宗入道念西が軍功に依て將軍頼朝卿より陸奥國伊達郡を賜はり高子岡に居城せしよりの號なり、其前は伊佐又中村と稱せり」と、而して藤原山陰の後胤が常陸に移りしは朝宗の高祖父實宗の時にして、眞壁郡中村(和名抄の伊讚卿即ち今の眞壁町の地なるべし)に住し、常陸介と稱せりと、然るに文治五年、頼朝奥州征伐の際中村常陸入道念西(朝宗)は息子引具し其功多かりしを以て伊達郡の地即ち今の桑折町を所領す、今ま之れが遺跡として

上總介忠輝

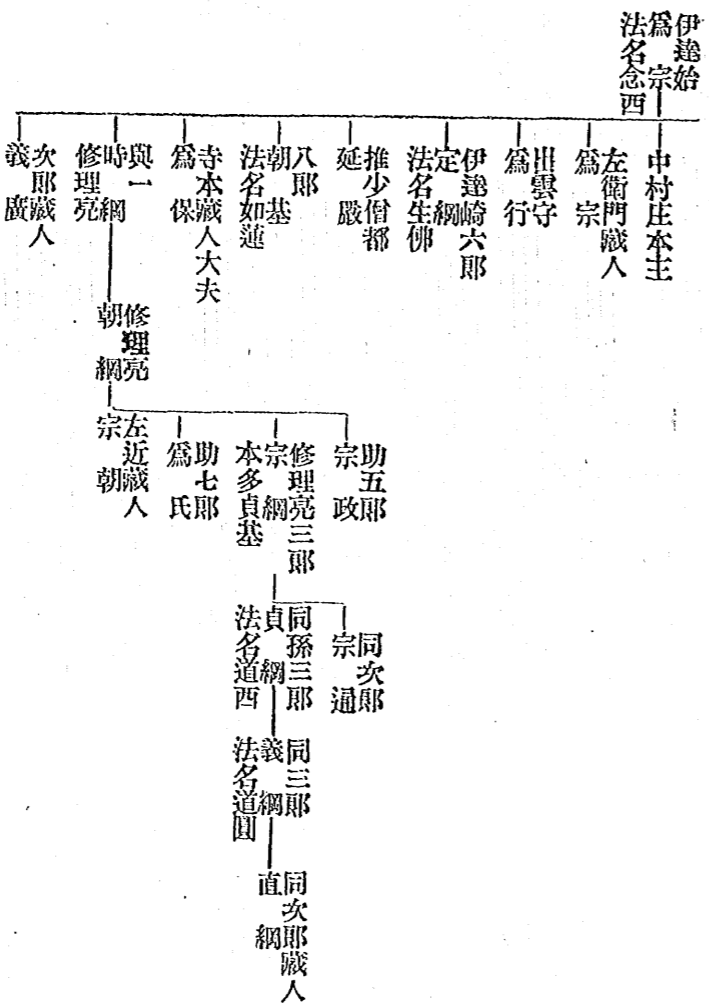
赤館址及満勝寺(萬正寺)あり、前者は伊達勤王事歴に「赤館址は桑折驛西の丘上に在り、土人は伊達氏の太祖、中村常陸介朝宗(初名時長)入道念西が創築なりと傳ふ、館址の南に連りて、常陸館と云ふものもあるは、常陸入道の名に因みあるべく、山下に其墳墓ありれば傳説信ずるに足るが如し」又た伊達郡村誌に「萬正寺村、文治年間、中村常陸介時長其次子爲重功を以て伊達郡に封せられ、本村高館に居る、……遺址今や荒塞に屬すと雖、其區劃太廣く中館と稱する所、中央にあり、本丸と稱するもの、其東にあり、西館は西にあり、壘壁濠塹の形、歴々尙ほ存す、北より東に及び繞らずに産が澤を以てし、樹木東西に叢生す、巨石あり、碧苔を被むる、之れ昔、庭園を飾れる者と云ふ、本丸、屹然たる古城址なり、山上、平坦廣衍、登眺すれば信達二郡の田野、蒼茫數里に亘り、鹽山東に望み、吾妻岳坤位に峙ち、其他、翠巒綠水、争て秀を眉睫の間に呈す、實に形勝の地と謂ふべし」と、次に満勝寺は今、陸合村の成田、平澤と桑折町の間にありて、觀音堂あり、觀開志に「中村常陸入道宗村君墳塋、在伊達郡桑折村満勝寺」とあり、尙ほ伊達家系圖を示す時は左の如し

伊達家系圖



伊達氏に關する文書として吾人が見得る最も古きものは左に掲ぐる元弘三年十月に於ける伊達道西貞綱言上狀となす、即ち彼は當時官軍に應じ千種忠顯に屬せしものなりとす、

右道西最前參御方、扇頭中將家御手、致合戰忠節之間、申恩賞之上者、任傍例可賜安堵國宣者也、當知行之條、若有御不審者、可尋伊達彦七郎朝基哉、然者早賜安堵國宣爲全上總介忠輝



上總介忠輝

四六四

當知行、粗言上如件

(二)大膳大夫政宗の歌にして今日まで傳はれるものには山家霧を詠じて「山もひのきり
はさながら海に似て、浪かときけば松風の音又た山家雪と題して」中々につゝ折な
る道絶えて雪にとりなり、近き山さと」などあり、傳ふる處によれば彼は父祖の詠と自
詠とを一巻とし、將軍義満の關覽に供し、將軍より更に冷泉爲重を経て叔覽に備へし
由家記に見ゆと、應永十二年逝くや將軍義持其死を悲しみて

ものゝふの、あところをあらめ、敷しまの道さへ絶えん、事の悲しき
朽はてぬ、かさしともなれ言の葉の、そへてかきやる、法の花ふさ

(三)氏宗以下尙宗に至るまでは、多く當時に於ける鎌倉管領足利氏の偏諱を受けしが、植
宗に至り時の將軍義植より其偏諱を賜はり、且つ陸奥國守或は奥州守護職、及び左京
大夫に任ぜられしことは、永正十四年細川高國の書狀に

御字并官途事被望申候旨、遂 上聞處、於 御字者被染御筆、至官者被任左京大夫候、
尤以被播面目候、猶寺町石見守可申候、恐々謹言

三月九日

謹上 伊達次郎殿

尙ほ續きて晴宗は將軍義晴の偏諱を、其子輝宗は將軍義輝の偏諱を受けしことは、大
館晴光の奉書によりて知るを得可く、且つ晴宗が奥州探題職に任ぜられしことは伊達
家文書に

就奥州探題職儀、爲禮大鷹一本、馬一疋(雲雀毛)黄金卅兩到來、日出候猶晴光可申候、爲
其差下孝阿候也

九月廿四日

(足利義輝花押)

伊達左京大夫とのへ

伊達家祖先のことに就きては小手濫觴に

此時分は諸大名、公方、足利家に仕仕もなく、山伏大峰入の幸を便として、名代など遣
はし、將軍の大帳に付く計にて家名實名記さるゝなり、小平古事談に其趣きあり、義
廣の子、藏人太政頼、嫡子小太郎宗綱、其子孫太郎基宗、其子宮内大輔行朝、扱又去る
建武の亂に、天子、南北に別れ給ひ、北畠中納言顯家卿宮方の御味方にて、足利尊氏と
戦ひ、伊達の人々も國司と共に宮方也、晴宗まで十五代、凡四百年、伊達郡を領し、皆伊
達殿と申しけり、先祖四五代、無城なりしが、北畠靈山御在城有し時より、城持なり、此
頃小館持の侍より貢を上したり

(四)信長が輝宗に命じて上杉謙信を追伐せしめしことは
就謙信惡逆、急度可加追伐候、本庄兩順齋(繁長)被相談、別而紛骨專一候、猶追々可申候
也、謹言

(天正五年)閏七月廿三日

信長(朱印)

伊達左京太夫殿

又た家康と好を過せしことは

上總介忠輝

四六五

雖未申通候、以一節令啓達候、仍應爲所持、應師差下候、路次往還無異儀候様、被仰付給候者、可爲怡悅候、兼又向後之儀別而可申談所存候、於御同意者、可爲本望候、次上方御用之儀、可蒙仰候、不可有疎意候、委細尙彼口上申含候、恐々謹言

天正七年七月一日

家康(花押)

(輝宗)伊達殿

(五)米澤史談に「伊達政宗(大膳大夫)大江廣房を滅して長井を取り、明徳二年、其屋代郷高畑に築之に居り、其家人遠藤基信をして松岬城を守らしむ、政宗、氏宗、持宗、成宗、四世高畑に住す」と、其後成宗の際高畑の城を館山に移せり、即ち今の米澤の西偏にして大樽川、及鬼面川に至る地方なり、米澤鹿子に上長井館山……西は鬼面野川を帯び、東は市街に至る、尤要害の大城なり、西山上に又城址あり、今城山と云ふ、昔は千疊敷の大塚を建て、備へ置かれし也、黃門政宗、天正十八年奥州大崎に封を移され、其後は城なし、又た麻績氏史談に「伊達氏の故城を案ずるに、今の館山町、一三坂の下、並松と云ふは、その外郭にして、南は赤坂より、北は鳴島街道に至る、諸所に堤濠の趾存す、並松以内、館山通町、南北の田園及び田澤、赤芝、遠山、古志田の地は皆な當時の諸士邸なり、又遠く田澤より水を堰き揚て城中に通ず、其渠趾今に存す」と、

(六)一説には、此時足利氏既に滅び、將軍偏諱の先例に因る能はざりし爲め、祖先の名を用ひしなりと、

(七)天正十二年政宗が封を賜ふしことは、黒河爲重が家督相續を賀せし左の文書により

て明かなり

謹而 言上、抑今表候御直之由、乍恐御長久、龜鶴之御繁榮御目出度奉存候、然者爲御祝儀、段子二卷兩色御進上仕候、誠以奉表千秋萬歳之御一意候、猶此旨遠山并各へ由達候條、定而可被取御披露之間、不能詳候、猶御餘慶追日可申上之由、奉期重音候、恐惶謹言

(天正十二年)霜月十二日

黒河左馬頭爲重(花押)

米澤人々御中

(八)政宗が二本松義繼を討ちし處は、岩代國安達郡平石村栗の巢の地なり、(或は權現谷の高阜の上又は高田原とも云ふ)、會津舊事雜考に
伊達政宗、開宮森變、從小瀨馳馬、逐賊不及、至青浪川畔平石邑、令諸士放銃、二本松義繼、提伊達輝宗、上于權現谷地高所刺殺、尋自殺
又た成實記に

宮森より出候伊達衆は、武器も不着合、多分ずはだにて、あきれたる體にて取巻申、高田と申所迄、十里餘參候、二本松衆、抜刀にて輝宗公を取巻參候、在所に取巻味方の内より鐵砲一つ打候に付、誰下知ともなく、惣勢懸り、二本松衆五十餘、一も不殘打殺候、輝宗公も御生害被成、政宗公も其夜高田御出馬被成候

之れを要するに、天正十三年十月八日、義繼小瀨に往て輝宗に對面し、故ありて歸路に輝宗を擒にし、こゝに至りて、政宗の勢迫迫りしかば、遂に輝宗を刺殺して自己も自盡

上總介忠輝

四六七

したりしなり。
(九)拾要抄に

會津は四郡に彌り、四圍重山、中間曠平、而して田野闊け、民人居る故に俗に居平と稱す、昔鎌倉右大將、三浦十郎左衛門尉義連を此に封ず、義連家を佐原と稱す、義連の子盛連六子あり、光盛立て之れが宗となり、宗名と稱す、是を會津氏の祖となす、天正十七年の夏、政宗、葦名氏を襲ふ、盛重(義廣とも云ふ)出奔す、政宗乃ち此に據ると、又た成實記に「若松へ御入馬候而、十七年の御越年に候間、御譜代衆、新參衆何れも参られ候、十四日御嘉例の御謠初候、御亂舞の上、毎年大狂言を被成候、新國上總六十二成、顔に白粉塗、鼓を御前にて撃申候、盛氏御恩を相請、年ばいに不似合由、取沙汰仕候」
而して政宗が葦名氏を討ちし理由に就きては、天正十七年九月三日、上郡右近丞仲爲在判として、淺野彈正少朝長政に與へし覺書の中に左の如き記事あり

(一)葦名(義廣)宗存分被申意趣者、政宗親父輝宗代に、政宗弟會津に可居申約束堅仕、其手筈を違、佐竹へ被組、剩義重息次男申請、會津にすへ申、其上あい津を調略いたし、奥州の内には白河、石河、岩城、岩瀨、相馬、おく郡にては大崎、黒河、其外々相懼、又於出羽者山形相討、其上關東人徴引出、既伊達を可打果と仕候、勿論政宗親の敵と云、六七ヶ年以來依録楯今度會津仙道内被打果、被任存分事、
一奥州五十四郡の儀者、自前代伊達探題に付諸事、政宗申付儀、今以不可有其隱候處隣

國隣郡凶徒等遠國に付、恣申掠候之間、有標之次第、被召出可被成御尋事
仙道は山道の吳音より文字も改りしものにて、下野より入る地方即ち白川、石川、岩瀨、安積、安達、信夫、伊達の七郡にして、此地方に據りしものには、田村の城主清顯、石川大和守昭光、白川の結城義親、鹽松の大内備前守定綱、二本松右京亮義繼、岩城常陸介等なり
(十)淺野長政及前田利家が小田原征伐のことを報じて、政宗の上洛を促せしことは、大日本古文書伊達家文書一ノ五八二頁にあり、又施樂院全宗及徳山香規の上洛を勧めしことは、同書六四五、六四六頁にあり

(十一)小田原征伐に参加す可きことを注意せしものには、天正十七年十一月廿日和久又兵衛入道宗是より、政宗の老臣桑折播磨守宗長、片倉小十郎景綱、原田左馬助宗時、に與へしもの伊達家文書一ノ五七三、五七四頁にあり、秀次小田原征伐のことを、政宗に報じて、忠義を勵む可きことを勧めしものは、同書同卷五八一頁にあり、上郡山仲爲及和久宗是より更に参加の急を告げしものは、同書六〇八頁にあり、水村吉清、秀吉小田原に着陣せば、速に出勢すべしと、政宗に説きしものは、同書六一〇頁にあり、又た淺野長政小田原進發を勧めしものは、同書六一一頁にあり

(十二)政宗が北條氏と好を通せしことは、左の文書によりて之れを知ることを得可し
未申通候處、預御札候、誠本望候、抑去比會津口有御出勢、被任御存分由、尤肝要至極候、如御紙面、自前代申合之間、於自今以後者、相應之儀、毛髮無疎遠、無二可入魂申候、御用意可爲本懐候、委細同名陸奥守、可申送候、恐々謹言

上總介忠輝

(天正十四年二月十三日)

伊達殿

四七〇

氏直(花押)

如貴札、未申邊候處、思食寄、遠路是迄御音札恐惶之至候、仍遠藤若狹守去冬至于當表、被
罷上、如御紙面、其國之御様子、委細被申所承届候、仙道御出馬、被屬御本意由、珍重存候、關
東逐日氏直存分、靜謐に候、而可被仰合由、肝要候陸奥守申談御取成、聊も不可存如在候、
隨而御馬一疋(鹿毛)被懸御意候、畏入候、自是も虎豹一箱、令進覽候由、可得貴意候恐々謹
言

卯月廿日

氏長(花押)

伊達參貴報

(十三)政宗が天正十八年四月を以て其態度を決せしことは左の文書を以て知るを得可し
急用脚力候、抑今般京都小田原鋒軍之、歎布候、當方之義、年來關白へ申通之上、殊先邊
沼田我妻之地、以表裏被懸取候事無其隱、右之意趣を以、自京都被打下之義無據候歟、然
條、當年之事も境目迄近日令出馬候、其方事は、近年別而當方入魂與云、少々在所へも有
歸城、相近に兵談所希候、如此之義、近比雖聊爾之様候、及一筆候、旁以馳走近邊之衆引汲
之義、畢意に之任入計候、急度之間先令略候恐々謹言

(天正十八年)卯月九日

政宗

(壬生義雄)壬上

(十四)一説に此時免されて謁を賜ひ、關白伴ひて丘上に登りて軍陣を指示し而して其國に

上總介忠輝

四七一

遣り還す、諸將皆曰ふ、これ虎を野に放つに異ならずと、關白笑て兵力を用ゆずし五十
四郡は吾が物となれりと言ひしとぞ
(十五)天正十八年政宗、氏郷に向て別心なきを誓しことは伊達家文書二ノ三八頁に、氏郷之
を信ぜずして秀吉に告げしことは同書五八頁に、又た當時風説の生ぜしことは同書
五八頁にあり。
(十六)天正十九年正月十二日家康政宗の上洛を促せしことは伊達家文書二ノ六七頁に、同
月廿一日長政の上洛を促せしことは同書七一頁にあり。
(十七)政宗渡韓の月日は伊達家文書二ノ一三九及一四〇頁にある政宗及家康の書狀によ
りて知るを得可し。
(十八)政宗歸國の月日は伊達家文書二ノ一五一頁にある政宗のおちやに寄せし文にて知
ることを得可し。